

# 時事新報

時事新報

南洋問題(昨日の續き)

タイペイの鐵道として支那の膏肓を一面する時は露兵は何れより攻入るも自在にして支那の患ふれより大なるかかるとして露兵を作す者あれども我輩の所見は之に一致するを得ず抑も鐵道は例へば露兵の如く互に接觸するに非ざれば其用全からず露兵より浦鹽斯鐵道まで七千餘哩の一大運道を作ればタイペイの鐵道の効効は顯はるるものなれども中途に於て其一部分を切斷せらるるもあらんには全線忽ちその働を失ふ可きや明なり即ち露兵一朝事あるに當りて支那の大兵イライ地方より露兵を繰出し鐵道線路の或る部分を切斷したれば露兵は一人も南下する能はざる可し或は露國がこれを恐れて其線路を衛る手段を爲すも幾千哩の境界上に敵は何れの處より顯はれ出づ可きや計る可き故に全線を防禦するには復て其全線兵を布く必要ありとも廣漠無限の原野に數千哩の哨兵を張るが如きは既に兵法の計ざる所にして加ふるも攻むる者は土着の民兵絶て糧食に苦まされども守る者は八萬糧食に是を遠隔なる歐洲露國に仰ぐの必要を免れず昔は支那人が北狄の侵入を防ぐ爲めとして萬里の長城を築きたれども今や露人は南方の敵に對し逆又萬里の哨兵を張るの奇謀もあるとならん秦皇長城の事業は後人その愚を笑ふも北狄を防ぐの策は當時これを指して他も道なきの其趣移して以て今後露國がイペリヤ鐵道の防禦に困難を蒙るる證例と爲すべし事情此の如くなれば鐵道工事の中は勿論落成の後も容易に支那人は敵えず可らざる次第にして殊も今日に在りてはイペリヤ地方人民の日常諸品は概ね支那人の仰ぎ其國境の貿易甚だ盛なるは露人の開拓殖民上も非常の便利を得たる者なれば支那人は露人に對し平時は以て鐵道食品を供給し戰時には鐵道線路破壊の權を握りて露國軍の地に立つ者あるが故に露國の爲めに計るべきは支那と密に親善を結び露支境上に無事を保つての工風最も大切なる可し

右の次第あるが故に露國近來の政策は専ら平和を旨として八九年前の如く公然侵襲の手段を施さざるは事實に於て掩ふ可らず從來兩國の境界は互に相混亂したれば邊境の民南北に來往する其間に種々の苦情を蒙り其苦情に止ざるより露國政府が其權を乘じ土兵を驅て支那の領地を襲撃せしめんとしたる事は一二度ならず露のイペリヤ、カフカスの事件の如きは即ち其例され共南北に露兵を逐にし、味方は客として敵は却て主なるが爲めに露軍毎に失敗して南征の志を果さずりしは形勢の相違を以て然らしめたる者ならん是を以て露國は露に其策を一變し露威使掠の代り平和親民の手段を以て支方互に結合して境界を一定するの議を唱へ兵艦を支那政府に通知したるに支那は固より故なき事と好まざる依て兩國より委員を派し會同して現時の條約を決定試案中なるものも少なからず而して本年の春支那の委員吳大澂が滿洲地方と東サイペイの經畫を正したる事の如きは露人の兼て入込み居たる滿洲の貿易場を全く支那の手に渡し露國委員は今後露人が法を犯して支那の領地に侵入するを禁止すべしと約諾したりと云ふ即ち談判の局は支那の全勝と歸したる者にして俄に事相を窺へば露國の舉動不審なるに似たれども其實は政略一變の然らしめたる所にして三四年來露支の境上干戈の沙汰を開かざりしも蓋し此れが爲めなるのみ

是に由て視る時はタイペイの鐵道落成以後と雖も露國が直まれば利して大兵を浦鹽斯德に送る能はざるは勿論、中途より支那の後背を衝くもさへ容易ならざる次第なれば露國の工事は竣れば露國の政略に見る可きの活氣を添へざるは露國の信する所あり或は露國が厚く支那を結び露支連合して鐵道保護の策を設けながら専ら東亞の一邊に運籌を試むるべきを期せずとの掛念もあらんやなれども畢竟極端の想像のみ若し一方は露支の連合を以て鐵道保護の行はるる望あれば他の一方は支那と他の一國とが相結んで事あるの日鐵道を破壊し露兵をして南下せしめざる手段なきも非ざれば我輩は日本の爲めにイペリヤ鐵道の落成を要するより寧ろ一日も遅くこれを利用するの日を會せんことを祈る者なり乞ふその理由を次に述べん (未完)

應するの方策なきよしあらざるを以て其目的を達するに及ばざる難事にはあらざるべしと云ふ蓋し此計畫の目的たる唯石炭の市價を騰貴せしむるの外ならざるを以て之がため大石炭消費者の驚愕を來すは固より言を俟たざるべし今炭坑所有主の言に従へば數年來炭坑の利益は僅々一分位にして多くも二分に過ぎざる由なり今該會社を設立するには少くも八千萬の資金を要する由なるも其計畫者の考案に於ては容易に之を募集し得るの見込みありと云ふ但し現に英國に於ては二十箇所の煤田凡そ三千五百五十箇所の炭坑ありて是より毎年凡そ一億六千萬噸の石炭を産出し此内製紙業及製糖業凡そ九千九百萬噸、銅鉛錫及亞鉛鉛解所に二百二十五萬二千噸、引水事業等に二百九十九萬噸、醸酒及蒸餾事業に二百八十一萬七千噸、化學の物品製造所に二百九十七萬三千噸、鐵道に三百三十三萬噸、汽船に四百六十九萬五千噸、陶器及玻璃製造所並に燒瓦及燒灰所に四百八十五萬五千噸、織物業に六百五十七萬三千噸、瓦斯製造所に九百三十九萬噸、鐵業に千四百八十五萬噸、一般工業に使用する蒸氣機械に千八百九十三萬六千噸、製鐵所に四千二百七十三萬噸、一般の家事用に二千六百九十一萬八千噸を消費し而して其輸出高は凡そ二千三百三十四萬四千噸なりとす云々(本年十一月二十五日滿洲商業博物館週報)

第二千三百三十九號  
明治廿一年十二月十五日(庚申)  
明治廿一年十一月十三日(庚申)  
日出版六時四十五分  
月出版三時三十分  
入午出版三時三十分  
入午出版三時三十分  
入午出版三時三十分  
入午出版三時三十分  
(西曆一千八百八十八年)

官報  
○內務省訓令第二十六號  
監獄内ノ建物ニシテ左ニ掲ケルモノハ自今專斷ヲ要セズ處分シテ後其位置ノ略圖ヲ具シ一箇年取極メ翌年一月三十一日迄ニ報告スヘシ  
一倉庫ノ新築  
一物置ノ新築  
一人民控所ノ新築  
一小使部屋ノ新築  
一監舎ニ屬セル門ノ新築  
一馬廄ノ新築  
明治廿一年十二月十四日 內務大臣伯耆松方正義  
○東京府告示第五十三號  
本月十八日ヨリ臨時區部會ヲ開ク  
明治廿一年十二月十四日  
○辭令  
東京府知事男爵高崎五六  
香川縣書記官 吉田 豊文  
從五位子爵 三橋彌太郎  
○石炭專賣の計畫  
リヴァプール在勸漢國總領事の報告に曰く近來英國に於ては聯合王國全體の炭産を賣占めんがため一大會社を設立するの計畫を爲す者ありとの風説頗る流行するも此計畫たる莫大の資金を要するのみならず今日世界所有主の同意を得るのみならず其利益も現に其關係人少間に播散するも其利益を他人に見れば必しも無根の說とあらざるもの如し唯炭坑と製鐵所を併有する者は其炭坑を讓渡して燃料を他人に供給せざるを以て右の企業を反對する由あるが爲め該會社人等の見込に據れば假令此計畫の困難あるも之

○特許發明實施の狀況(去る十三日の續)  
烟脂正金具 東京府平民若林玉吉○本發明は明治十九年二月より實施し本年一月迄滿二箇年を経過せり  
○販賣の數額は一萬八千三百三十六箇、價額は五百六十圓十三錢四厘但し此金具は普通の烟管を以て使用する可き能はざるに依り之と相應すべき烟管を添へて販賣せり其數額一萬二千五百七十六箇、價額四千六百二十三圓七十七錢八厘此價額を合算すれば四千七百二十三圓七十七錢八厘なり○販賣は東京府下を始め各古屋、北海道其他福井、長野、石川、愛媛、廣島諸縣等の各地に於て販賣價額は通例毎月二三百圓の間を上下せり○專賣特許に因り生ずる利益は右二箇年間合計五百八十七圓六十四錢あり  
若林擬革紙 東京府平民若林玉吉○本發明は明治二十年九月より實施し本年四月迄八箇月を経過せり○販賣の數額五百六十九枚價額三百六十八圓二十錢なり○販賣は東京、神奈川及大坂の諸府縣等とす○專賣特許に因り生ずる利益は今日迄僅に二十圓内外ありと雖も是唯他地方又は外國人等へ差廻したる見本のみを以て計算するが故に此の如く少額なり同紙は將來頗る盛を爲すべしものなるを以て目下製造準備中なり經營全を得て急を販賣するの日に至らば利益少からざる可しと信す  
桐箱 東京府士族小笠原綾夫(華達者)は小笠原綾夫なれども專賣人は二名あり即ち東京府士族小笠原綾夫同前由善太郎○本發明は明治十九年六月より同八月迄三箇月實施し爾後今日迄引續き休業せり○販賣の數額は八十五箇價額三十四圓あり○販賣の狀況は甚だ振はす○特許以來の費用は百二十圓餘にして未だ之を償ふに至らず○發明實施以來種々思考を凝したれども竟に於らず製造品は大半廢棄に屬せり觀油器附石油燈(通常の洋燈に別金屬製の玻璃窓を設けたる長圓形の通油管を燈け油の有無及分量を知る器) 東京府平民笹田銀次郎、同伊藤吉五郎○本發明は明治十九年一月より實施し本年四月迄二箇年三箇月を経過せり○販賣の數額五千二百一十一箇、價額三千五百三十八圓八十錢なり○本品は毎年十月頃より三月頃迄重に販賣するものなり○專賣特許に因り生ずる利益四百三十八圓八十錢あり  
火地輪兼用火鉢 東京府平民大野常三郎○本發明は明治十九年五月より實施し本年四月迄滿二箇年を経過せり○販賣の數額は一百箇、此價額三十八圓なり○販賣の狀況は不振の方あり○特許以來の費用二百八十圓餘にして未だ之を償はせ  
袋石輪(石輪を繩索に各有せしめ繩索及布帛を以て包きたるもの) 神奈川縣平民藤尾正次郎○本發明は明治十九年六月より實施し本年四月迄一年一箇月を経過せり○販賣の數額は一千二百二十八箇、價額七十三圓三十二錢なり○販賣は前述の如く現今一時多量の需要者ありと雖も漸次販賣方より現品の過

を申込むものあり陳列場に數種を出未だ全く整頓せざる之を償へん試取手習製紙 東京府平民若林玉吉○本發明は明治十九年十月より實施し本年五月より本年十一月頃まで製紙せざるを以て杖燈(杖の内部に夜行に便する杖) 明治二十年二月より製紙せり○販賣の狀況は目下振はす○本發明は明治十九年五月より實施し本年四月迄二箇年三箇月を経過せり○販賣の數額は四百六十九萬五千噸、陶器及玻璃製造所並に燒瓦及燒灰所に四百八十五萬五千噸、織物業に六百五十七萬三千噸、瓦斯製造所に九百三十九萬噸、鐵業に千四百八十五萬噸、一般工業に使用する蒸氣機械に千八百九十三萬六千噸、製鐵所に四千二百七十三萬噸、一般の家事用に二千六百九十一萬八千噸を消費し而して其輸出高は凡そ二千三百三十四萬四千噸なりとす云々(本年十一月二十五日滿洲商業博物館週報)

改其足跡 東京府平民若林玉吉○本發明は明治十九年二月より實施し本年